

## 農地保全に係る地すべり防止事業の実施について

平成元年5月29日付元構改D第353号  
最終改正平成2年6月7日付2構改D第379号

各地方農政局長  
沖縄総合事務局長 殿  
北海道知事

農林水産省構造改善局長

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年3月8日付け42農地D第24号）に基づき実施される地すべり防止事業については、平成元年度から新たに下記の工種等を地すべり防止事業として取扱うこととしたので、御了知の上、事業の実施に当たって特段の御配慮をお願いする。

なお、貴管下各都道府県知事に対しては貴職から通知願いたい。

### 記

- 1 法面整形及び法面保護（整形に伴う水路を含む。）
- 2 法面整形、法面保護及び地すべり防止施設の管理等に必要な道路の整備
- 3 地すべりの発生又は再発の早期発見のために必要な観測施設の整備
- 4 障害物の撤去（地すべり地の保全に支障となる工作物又は立木等の除去）
- 5 地すべり地の保全に必要な安全施設の設置
- 6 地すべり防止工事又は附帯工事の実施に伴い必要となる換地業務
- 7 排水水の有効利用を考慮した排水トンネル工、集水井工、水抜きボーリング工、水路工等